

長浜市学校給食献立作成システム更新業務仕様書

1. 業務の目的及び概要

(1) 業務名 長浜市学校給食献立作成システム更新業務

(2) 業務の背景及び目的

本市の2か所の学校給食センターでは、平成25年度から導入している学校給食献立作成システム（以下「システム」という。）を現在使用し、市内統一献立を基本に、約10,000食/日の給食を幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校へ提供している。

システム更新に際し、複雑多様化するアレルギー対応の機能強化や、業者見積の一括取込機能の導入による業務の更なる効率化と正確性向上を図り、職員の運用負担を低減し、今後も安定した学校給食が提供できる新たな献立作成システムを更新するものである。

(3) 業務内容

システムの構築に係るソフトウェアの導入、プログラム開発、動作環境構築、運用支援、運用保守等により、長浜市学校給食に最適な給食管理システムの導入を行う。

受注者は、長浜市（以下「発注者」という。）が、長浜市学校給食献立作成システム更新業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に示す機能等を備えたシステム及び当該システムが正常に稼働するために必要なソフトウェアの全てを納入するものとする。

これらの設計、開発、調整、試験、研修等のシステム運用に必要な役務及び稼働に必要な物品等は、仕様書に特記なき限り全て含み、受注者の負担と責任において実施及び納入するものとする。

受注者が実施すべき業務は、以下のとおりとする。

- ① 要件定義
- ② システム・カスタマイズ設計（機能・帳票）
- ③ システム・カスタマイズ開発
- ④ システム構築・導入
- ⑤ 調整及びテスト

テストは、単体テスト、組合せテスト、総合テストを実施し、システムの正常稼働を保証すること。

⑥ 運用テスト支援

受注者から納入されたシステムが、要求された機能・性能等を備えているかを確認するため、発注者が受け入れテストを実施する際、受注者は当該テストの実施に必要な支援を行うこと。

⑦ データセットアップ

現行システム（株式会社 日立産業制御ソリューションズ 給食マイスターVer. 9）により抽出した業者マスタ、料理マスタ、アレルギー対応者データ、食品マスタ、過去5年分の献立データ、令和8年9月～12月分の献立データ、学校マスタを移行する。

⑧ 操作研修・マニュアル作成

受注者は、システムの利用者向けマニュアル（カスタマイズを含む）を作成すること。

また、受注者は、利用者等に対する操作研修を開催すること。講習の時期及び内容は、発注者と協議の上決定し、受注者は、研修に必要な準備を行うこと。

⑨ 打合せ会議の開催

受注者は、担当職員や利用者等との打合せ会議を定期的に行い、各業務に関する打合せ、進捗報告等を行うこと。

(4) システム構築・保守における基本的な方針

本業務は以下の方針に則りシステム構築及び付帯作業を行うこと。

- ① 職員の負担軽減に寄与するシステムであること。
- ② 容易に操作が可能なシステムであること。

- ③ 5 年以上に渡り、安定した利用が可能であること。
- ④ サポート相談体制が充実していること。
- ⑤ 学校給食業務に関連して発生する事務処理作業（栄養評価、献立作成、食材数量算出、見積、発注、検収、会計、アレルギー対象者管理、帳票出力等）を効率的に行うためのシステムとし、幼稚園、小学校、中学校給食に対応できること。
- ⑥ プログラムの改良・新規適用業務の開発等を行い、導入後も段階的にシステムのレベルアップができること。

2.前提条件

- (1) 業務履行期間
 - ① 履行期間 契約締結日の翌日から令和 1 3 年 7 月 3 1 日まで
 - ② 納入期限 令和 8 年 7 月 3 1 日
 - ③ システム稼働時期 令和 8 年 8 月を予定する。
ただし、受注者から稼働時期に関して効果的な提案がある場合は、発注者と協議の上、決定する。
 - ④ システム稼働期間
稼働日から 5 年間とする。ただし、5 年以上の継続した運用が可能となる提案を行うこと。
 - ⑤ 支払方法
開発・構築に係る費用は、検査完了後に請求書を受領した日から 3 0 日以内に一括で支払うものとし、運用・保守に係る費用は、契約締結前に受託事業者との協議の上、支払回数（年払い又は月払い等）を決定するものとする。
- (2) ネットワーク環境
 - ① 提供環境
LG-WAN ASP によるサービスの提供が望ましい（クラウド型でも可）。
LG-WAN に接続可能な市の庁内情報系端末から、②に掲げる動作環境において、特別なソフトをインストールすることなく、使用可能なシステムであること。
 - ② 動作環境
端末は、市行政情報ネットワークで使用しているLG-WAN端末で運用する。
OS: Windows11Pro
アプリケーション:Microsoft office Excel 2024、Word 2024
ブラウザ:Microsoft Edge
※市の現在の標準指定のOS及びブラウザは上記のとおり。令和 8 年 2 月に変更予定。

- (3) システム使用場所

No.	施設名	使用端末数 (ライセンス数)
1	長浜南部学校給食センター	5
2	長浜北部学校給食センター	2
合計		7

※No. 1 の 5 ライセンスのうち 1 ライセンスは管理者権限IDを付与すること。

- (4) 所在地・学校園数・食数

No.	施設名	所在地	学校園数(食数) 予定	
1	長浜南部学校 給食センター	長浜市南田附町535 Tel0749 (63) 5818	幼稚園 8 園	(約400食)
			小学校10校	(約4,300食)
			中学校 6 校	(約2,300食)
2	長浜北部学校 給食センター	長浜市高月町高月684-1 Tel0749 (85) 2001	小学校15校	(約1,800食)
			中学校 6 校	(約1,100食)

※義務教育学校（2 校）は小学校、中学校いずれにも含む。学校数は統廃合により変更あり。

3. システム要件

- (1) LG-WAN環境の端末から使用できるwebブラウザアプリを利用したwebアプリケーションであること。
- ・機能要件
- システムの機能要件は、別紙1 長浜市献立作成システム機能要件一覧表（以下「機能要件一覧」という。）の要件を満たすこと。
- なお、帳票名一覧については、業務及び機能要件から想定される現在使用している帳票名をまとめたものである。詳細は、機能要件一覧の記載内容をもとに、発注者と受注者双方協議の上決定すること。
- (2) システム化範囲
- 業務委託で更新するシステムで取り扱う給食業務は、以下のとおりとする。
- ① 献立作成業務
- 主な対象業務は、以下のとおり。
- ア 食品、料理管理
 - イ 献立作成、栄養価計算
 - ウ 食物アレルギー献立作成
 - エ 献立表出力
 - オ 調理用資料出力
 - カ 食数管理
 - キ 集計書類出力、報告書等出力
- ② 材料費計算業務
- 主な対象業務は、以下のとおり。
- ア 材料費計算
 - イ 予想収支計算
- ③ 見積発注業務
- 主な対象業務は、以下のとおり。
- ア 納入業者管理、発注分類管理、単価管理
 - イ 食材の集計、見積書、仕様書（契約書）、発注書、検収簿等の作成、出力
 - ウ 見積データ取り込み
- ④ アレルギー対応業務
- 主な対象業務は、以下のとおり。
- ア 食品別アレルギー情報管理
 - イ アレルギー対象者管理
 - ウ アレルギー対象者対応食の作成、出力

4. データセットアップ要件（データ移行）

受注者は、発注者が必要とする食品、料理のデータをシステムにセットアップした状態で納入すること。必要とするデータは、現行システムで使用している内容を基本として、現行システムに登録されている件数を目安として次表に示す。（ただし、「日本食品標準成分表」記載の食品数は除いている。）

元データは現行システムより抽出したものとし、項目の定義確認及び最終的にセットアップするデータ移行の範囲については、発注者と協議の上決定する。また、移行対象データがないものについては必要に応じて変換・加工し、データ移行を行うこと。

なお、セットアップに当り現行システムの画面確認を可とする。発注者に連絡の上、給食センターの業務に支障のない日時で実施すること。

No.	データ名	件数
1	学校マスタ	43件
2	業者マスタ	約40件

3	料理マスタ	約850件
4	アレルギー対応者データ	約200件
5	食品マスタ	約4,000件
6	過去5年分の献立データ	
7	現行システムで入力する令和8年9月～12月分の献立データ	

5. 基本要件

① パッケージシステム

システムは、安定稼働、信頼性及び費用対効果を目的として、地方公共団体で導入実績を有し、かつ、安定稼働の実績を有するパッケージシステムとし、発注者の要求事項に適合させること。

② 同時に複数端末からシステムを利用する場合でも、良好な処理速度を確保すること。

システムは、土日祝日も利用可能とすること。利用可能時間帯については、バックアップ処理等を考慮した上で、最大限利用ができるようにすること。

③ システムの本番環境に加え、試験的処理のためのテスト環境を構築すること。なお、テスト環境のデータベースについては、可能な限り最新の本番環境データベースによる上書き更新が可能であること。

6. 拡張性要件

① OSを含むシステム関連ソフトウェアのバージョンアップ及びシステム用端末の更新にも容易に対応できること。

② 文部科学省科学技術・学術審議会資源調査分科会報告『日本食品標準成分表』が改訂又は文部科学省告示学校給食摂取基準その他の関連法令等が改正された場合に、プログラム修正を容易に行うことができるつくりであること。

③ ユーザーの追加・変更・削除や利用権限設定が行えること。また、人事異動時などにおける設定変更が容易に行えること。

7. 事業管理要件

(1) 管理体制

① 受注者は、業務委託の実施に当り事業計画を策定すること。

② 受注者は、業務委託の管理責任者を定めること。また、設計・開発業務、試験業務、データセットアップ業務、機器調達業務及び研修業務の各業務において、必要な能力及び過去に同等の業務経験を有する責任者を配置すること。各責任者は、原則として、納入まで同一人とすること。責任者の兼任は、可とする。

③ 受注者は、契約締結後速やかに事業計画書を提出し、各責任者を発注者へ通知すること。

(2) セキュリティ要件

障害が発生した場合は、業務への支障を最小限にとどめ、速やかに業務を再開できるよう緊急時の保守体制を備えていること。対応時間は、原則として8時から16時45分とするが繁忙期の時間外対応等について発注者と協議し、緊急時の連絡先を用意しておくものとする。

障害発生時には、障害原因の特定及び暫定対応等を行い、復旧時間の見通しを示すこと。また、障害原因を分析し、経緯、作業実施内容、再発防止策等を報告書として発注者に提出すること。

機能強化及び機能変更を行う場合、その内容を学校給食課へ通知すること。

① システム利用時は、ユーザー認証を行う仕組みとすること。

② バックアップ及び復元の機能を整備すること。システムのバックアップについては、停電等の障害発生時に復旧できるように必要に応じて別媒体等に取得するとともに、毎日定期的に

スケジュールして自動バックアップを行うこと。

- ③ 誤操作を行った場合に重要なデータが消去されてしまうことのないよう、必要な措置を講じること。
- ④ システムに障害が起きた場合も業務が継続できるよう、障害対策を考慮したシステム構成とすること。

8. 成果物の納入

(1) 納入成果物

業務委託の業務における納入成果物は、以下のとおりとする。受注者は、仕様書に示す稼働期間中は、納入成果物の複製を保管すること。なお、発注者の要請により資料の提出を求めることがある。

事業計画書は契約締結後、その他の成果品については、スケジュールの調整に従い、必要となるものを順次収めること。

【納入する成果品】

- ①事業計画書
- ②各責任者届
- ③進捗報告書
- ④カスタマイズ設計書、報告書
- ⑤データ移行設計書、報告書
- ⑥機能要件一覧表
- ⑦テスト結果報告書
- ⑧利用者向けマニュアル（カスタマイズを含む）

(2) 納入形態及び部数

紙媒体により各4部提供すること。A4サイズを基本とし、ページ数の多い資料は、A4ファイル等に綴じて納入すること。

9. 保守要件

(1) 保守要件

受注者は、システムの稼働開始時に、別途、発注者が業務委託契約を行う予定のシステム保守点検業務を請負うこと。業務の概要は、次項のとおり予定する。

(2) 保守の概要

保守対応時間

原則として月曜日から金曜日の8時から16時45分まで

（12月29日から1月3日まで及び祝日を除く。）

障害の連絡を行った当日又は翌日の作業開始を原則とすること。

(3) 保守業務内容

① ソフトウェア保守

システムの稼働に必要なバージョンアップ、データベースの整理等を実施すること。ただし、システムの大規模な改修を必要とする制度改正等があった場合は、発注者と受注者双方協議の上保守の範囲内外を決定する。

② 機器及びサーバ保守

不具合の発生時に迅速な対応を行い、必要に応じて修理を行うこと。

③ 障害、問い合わせ対応

障害等の発生時に、現地出張を基本として、迅速な対応を行うこと。システム利用者からの操作方法、処理等に関する質問に対して、電話又は電子メールによる支援を行うこと。

④ 報告

作業毎に書面にて報告を行うこと。

⑤ その他

上記以外の業務であって、システム保守に必要な業務は、保守の範囲内で行うこと。

なお、システムのバージョンアップ等変更があった際は、その都度、紙媒体により一式すべてを差し替えて各4部提供すること。

10. その他

- (1) システムをインストール後、接続・調整を行い、動作確認後に引渡すこと。
- (2) システム導入前後に操作研修を実施すること。
- (3) 操作説明書は日本語で提供すること。
- (4) 納入場所及び検査場所は発注者指定の場所とする。
- (5) 次期献立作成システムの更新の際は、今回導入するシステムからデータを無償で提供すること。
- (6) 仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者双方協議の上決定するものとする。